



栃木県公報

平成28年
2月10日(水)
号外
第4号

目次

告示

○知事指定薬物の指定..... 1

告示

栃木県告示第61号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年2月10日

栃木県知事 福田 富一

1 知事指定薬物の名称

- (1) 1-ブチル-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド（通称名CUMYL-BICA）及びその塩類
- (2) 1-(5-フルオロペンチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピロロ[2,3-b]ピリジン-3-カルボキサミド（通称名CUMYL-5FP7AICA）及びその塩類
- (3) 2-(8-プロモ-2,3,6,7-テトラヒドロベンゾ[1,2-b:4,5-b']ジフラン-4-イル)エタンアミン（通称名2C-B-FLY）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力発生の日

平成28年2月11日

(薬務課)